

3 これからの県内の水道組織

水道を取り巻く環境が変化する中で、これまで築いてきた水道を維持するとともにより高いサービス水準を実現していくためには、現在の水道事業を抜本的に見直していくことが必要と考えます。今後の水道事業組織として、どのような経営上の現実的な選択肢があるのか検討します。

ア 広がる経営上の選択肢

水道にとって新しい時代への転換が求められる中、水道法等の法制度にも変化が見られ、これまでよりも経営上の選択肢が広がりつつあります。

水道事業の統合・広域化の考え方が変化し、これまでの統合・広域化はハード面での統合を中心とするもので、地理的・地勢的な条件の下での施設の一体化が想定されていましたが、新しい概念の広域化においては、経営や運転管理の一体化といったソフト面での統合が注目されるようになっていきます。

また、水道法の改正によりいわゆる第三者委託制度が導入されるとともに、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、民間に委ねることのできる範囲も広がりました。PFI(Private Finance Initiative)の活用も広がっています。地方独立行政法人制度も導入され、従来の地方公営企業制度よりも独立性を高める可能性も考えられます。さらには諸外国における水道事業の民営化の事例についても、国内で紹介され注目されるようになりしました。

このように経営上の選択肢が広がっていることを視野に入れつつ、これからの県内水道をどのように抜本的に見直すべきかを検討する必要があります。

イ 選択の可能性について

経営上の選択肢の広がりも考慮しつつ、その選択の可能性を検討すると、まず、統合・広域化については従来の統合・広域化の考え方では、その目的も限定され、県内でもあまり活用の進まなかったところですが、新たな概念の広域化においては、従前よりも柔軟に事業体統合の目的・効果や枠組みについて検討することができると考えられます。そのため、水道事業体の経営・技術基盤の強化や、新しい事業環境の中でこれまでのサービス水準を維持し、さらにサービス向上を図る効果が大きいと期待されます。ただし、統合・広域化の場合には、単独の事業体だけで実現できる問題ではないため、関係する事業体等の合意形成が不可欠となります。

第三者委託制度や指定管理者制度、さらには諸外国に見られる民営化については、民間の経営面・技術面でのノウハウを活用し、効率的な事業経営が実現できる可能性も高いものの、諸外国の民営化の例にも見られるように、包括的に民間に委ねる場合にはそのリスクも大きくなると考えられます。高い技術力を持った民間事業者が存在

するかどうか、その民間事業者の能力を客観的に行政側が評価できるかどうか、最終的な供給保証責任は行政側に残るため責任ある安定供給を担保できるかどうか、ということ等が前提条件となるため、現時点では、特に大規模かつ包括的な民間活用については慎重な議論が必要です。まずは小規模な民間活用を各水道事業体で積み上げ、経験を蓄積していくことが重要と考えます。また、地方独立行政法人制度については、水道事業における導入事例は全国的にも無いことから、その効果等を十分に検討していく必要があります。

これからの県内水道においては、21世紀にふさわしい水道の実現を目指すと共に、現在の県内水道組織に見られる水道事業経営の脆弱性、県・市町村の役割の不明確性、経営努力の発揮といった問題点を解決する上で有効な事業組織への抜本的な転換が求められていると考えます。

以下では、新たな概念による統合・広域化について、こうした要請を満たしうる有効な選択肢といえるのではないかと考え更に検討を行うこととします。